

鹿沼市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体の監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年12月19日

鹿沼市監査委員 高田 悅夫

鹿沼市監査委員 津久井 健吉

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

2 監査の期日及び場所

- (1) 期日 令和7年8月25日
- (2) 場所 鹿沼市役所2階 中会議室

3 監査の対象

- (1) 対象団体
鹿沼市スポーツ少年団

(2) 対象補助金

対象年度	補助金等の名称	補助金額
令和6年度	鹿沼市スポーツ少年団補助金	2,731,000円

(3) 所管課

教育委員会事務局スポーツ振興課

(4) 補助対象事業の概要

市民総スポーツ化の一環として、心身ともに健康で活力に満ち、建設と創造の意欲にあふれたスポーツ少年団の健全育成を図るとともに、交流活動を活発にし、スポーツを通じ明朗にして健全な青少年育成に寄与するため、各種交流大会・研修会・講演会・県合同事業を行う。

補助対象事業費の総額は 3,057,573 円であり、このうち補助金の割合は 89.3% である。

4 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- エ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- エ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。

5 監査の主な実施内容

- ア 予備監査として、所管部局及び団体より提出された関係資料及び関係諸帳簿に基づき令和 6 年度における補助対象事業の執行状況について確認し、必要に応じ事務の執行状況について書面にて関係職員に説明を求めた。
- イ 本監査として、所管部局及び団体より関係職員の出席を求め、補助対象事務の執行状況等について聴取と質疑等を行った。

6 監査の結果

第1から第5までに記載のとおり監査を行ったが、鹿沼市スポーツ少年団の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

7 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

(2) 意見

ア 支払処理について、個人による現金やクレジットカードを利用した一時的な立替払いが行われていた。立替払いを必ずしも否定するものではないが、立替払いは私費との区別が不明確となり、不適切な支払処理となり得ることから、やむを得ず行う場合には適切に支払が行われた証拠となる書類を残す等、適正な取扱いをされたい。

イ 組織内クラブへの補助金について、支出した補助金の使途が領収書等により確認がされておらず渡切りとなっていた。補助金交付団体からの更なる補助金は補助の不透明化につながりやすいため、支出した補助金は使途が明確になるよう領収書等の提出により内容を把握していただきたい。

ウ 団体について、少子化の影響により団員数が著しく減少しているだけではなく、団員数減少に伴い指導者や保護者も減少しており、大会運営などに影響が出ている。このような厳しい環境下においても、団体規模に応じた事業の調整を行いながら、青少年にスポーツの喜びを伝えるとともに、スポーツを通じた心と体の育成に取り組んでいただきたい。また、事業の財源の多くは市民の税金であることから、引き続き適正な事業運営を続けていただきたい。